

パブリックコメントの実施について

1 案件名

南相馬市農業農村活性化施設条例・施行規則の廃止

2 概要

農業農村活性化施設（ハートランドはらまち）は、地域資源を活用し農業農村体験交流による地域の活性化を図るため、平成元年から平成4年までに整備した施設であるが、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在も閉鎖している状況にある。

このことから、当該施設のあり方を検討するため、第三者を含めた委員で組織する「農業農村活性化施設に係る対応方針検討委員会」を設置し、施設状況・利用状況・公共性・対策費用等について検討を行った結果、当該施設はこれまで延べ約 61,000 人の農業農村体験に係る交流人口を創出してきたところであるが、震災前から利用者数が減少傾向にあったこと及び整備から約 28 年が経ち耐用年数も経過していることを鑑みれば、所期の目的は達成し一定の役割を終えたと判断し、用途廃止（解体・撤去）とする結果に至った。

これにより、農業農村活性化施設を用途廃止（解体・撤去）することとし、その設置及び利用等について定める南相馬市農業農村活性化施設条例及び施行規則を廃止するものである。

3 意見等の提出方法

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。）

4 意見等の提出期間

平成 30 年 4 月 16 日（月曜日）から平成 30 年 5 月 7 日（月曜日）まで

5 案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）

農政課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

6 担当課

経済部 農政課 振興係

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27

電話：0244-24-5261 FAX：0244-23-7420

e-mail：nosei@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市農業農村活性化施設に係る対応方針

1 対応方針策定の趣旨

南相馬市農業農村活性化施設（以下「活性化施設」という。）は、高倉地区を中心とした地域資源を活用しながら、農業農村体験交流による地域の活性化を図るため、農業農村活性化農業構造改善事業を活用し平成元年から平成 4 年度にかけて「農業体験実習館」をはじめとする施設等を一体的に整備した。

更に、新たな観光資源として活性化施設に隣接する水田転作を活用し、高倉あやめの里振興組合が整備したあやめ園等や石神農業協同組合（現ふくしま未来農業協同組合）が整備したバーベキューハウス等の施設全体を「ハートランドはらまち」と総称し、それらを拠点に農業団体及び地元との連携により都市と農村の交流促進等事業を展開してきた。

市が管理する活性化施設については、平成 18 年度から指定管理者制度により市内企業が管理運営を行ってきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故の影響により、現在も閉鎖していることから、対応方針を決定する必要がある。

市では、活性化施設の対応について検討するため「南相馬市農業農村活性化施設に係る対応方針検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、活性化施設の経過や現状及び課題等を踏まえながら対応について検討し、今後の方向を示すものである。

2 ハートランドはらまちの経過概要と現状について

(1) ハートランドはらまちの経過概要

年度	内 容	備 考
H1	バーベキューハウス（高齢者等就労施設） 木造平屋建 132.49 m ²	石神農業協同組合 （現ふくしま未来農協）
	ふれあい広場（管理棟、野外ステージ、東屋など）	高倉あやめの里振興組合
	バンガロー 木造平屋建 3 棟 137 m ² 共同炊事場 木造平屋建 1 棟 33.12 m ²	原町市（南相馬市）
H3	農業体験実習館 木造平屋建 384.23 m ²	原町市（南相馬市）
H4	体験乗馬場（パドック） 1,700 m ²	原町市（南相馬市）
	体験乗馬施設 鉄骨造平屋建 1 棟 129.03 m ²	
H5	高倉あやめの里振興組合が所有する不動産と経営権を石神農業協同組合へ移譲	
H16	ハートランドはらまち再整備計画検討委員会による基本構想の策定	原町市（南相馬市）

H18	市が管理する農業体験実習館、バンガロー等の管理運営に指定管理者制度を導入	(株)東武 (～H20)
H20	市で駐車場用地を取得 3,040 m ² 市が管理する農業体験実習館、バンガロー等の指定管理者業者と再契約	(株)東武 (～H23)
H23	指定管理業務の中止、施設閉鎖	
H27	農協がバーベキューハウス(高齢者等就労施設)を民間へ譲渡し管理運営から撤退	

(2) 農業農村活性化施設の概要 (市管理施設：対応方針対象施設)

①位置図



②活性化施設の土地一覧 (市有地)

所 在	地 番	地 目	面積 (m ²)	備 考
原町区高倉字堂前	23	雑種地	326	パドック
原町区高倉字堂前	23 の 2	雑種地	165	パドック
原町区高倉字堂前	24	雑種地	703	パドック
原町区高倉字堂前	25	雑種地	130	パドック
原町区高倉字堂前	26	雑種地	671	パドック
原町区高倉字堂前	27	雑種地	84	パドック
原町区高倉字堂前	29 の 2	雑種地	147	パドック
原町区高倉字堂前	29	雑種地	3,040	駐車場
原町区高倉字堂前	37 の 5	宅地	5,066	バンガロー等
原町区高倉字堂前	42 の 7	宅地	3,964	農業体験実習館等
原町区高倉字堂前	42 の 10	宅地	886	農業体験実習館等
原町区高倉字堂前	42 の 12	公衆用道路	197	通路
原町区高倉字堂前	42 の 13	公衆用道路	317	通路
合 計	13 筆		15,696	

※備考における「等」については、通路敷地を含む。

③施設名称等

単位：㎡・千円

施設名	施設概要	整備費	整備年度	耐用年数 終期
農業体験実習館	木造平屋建 384.23	94,885	H2～H3	H17
バンガロー	木造平屋建 3棟 137.00	26,955	H1	H22
共同炊事場	木造平屋建 1棟 33.12			H15
体験乗馬場	パドック 1,700.00	12,344	H4	H18
体験乗馬施設(厩舎)	鉄骨造平屋建 1棟 129.03			H34

施設名（設備）	使用の単位		使用料
バンガロー (3棟全6室)	1室	午前9時から午後3時まで	2,100円
		午後3時から翌日の午前9時まで	4,200円
農業体験実習館 (宿泊室 和室4/ 食堂/調理実習室/ 男風呂/女風呂)	1室	午前9時から午後3時まで	1時間につき 210円
	1泊	午後4時から翌日の午前9時まで	1人につき 一般2,100円 小中学生1,050円



【農業体験実習館（正面玄関）】



【農業体験実習館（北側）】

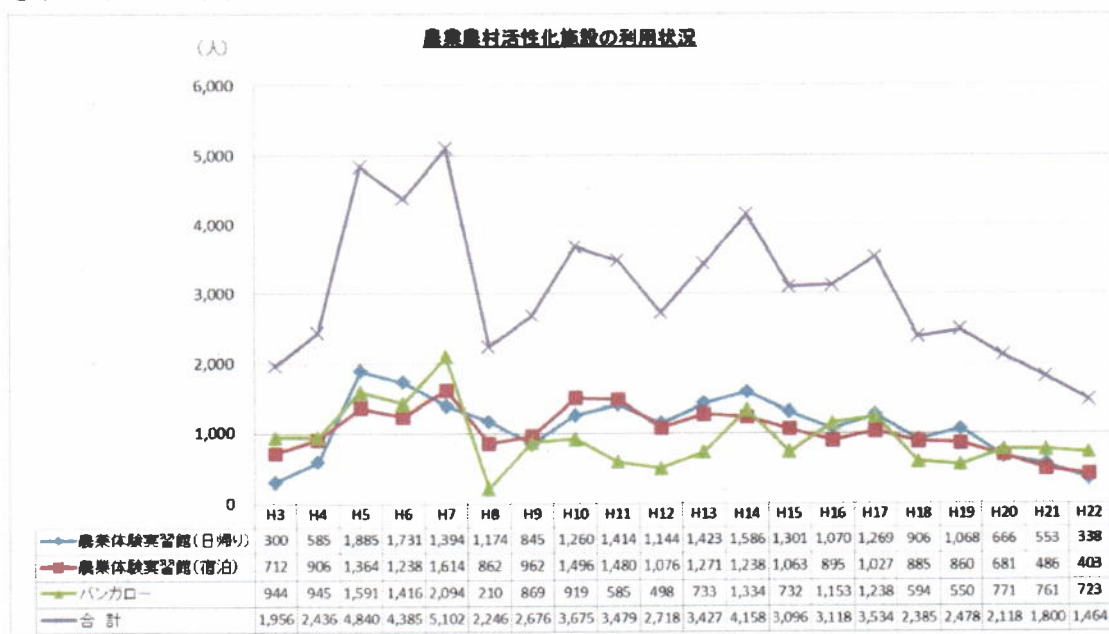


【バンガロー】



【共同炊事場】

④利用者数の推移



※バンガローは、日帰りと宿泊を合計した利用者数である。

○年度別の利用者数は、平成7年度に5,102人とピークに達しましたが、その後は増減を繰り返しながら、次第に減少し震災前では1,500人～1,800人となっています。

○農業体験実習館の利用者数については、運用開始から次第に日帰り利用者数が宿泊利用者数を上回る傾向が多く見られます。

(3) その他関連する施設の概要

①市以外の者が整備した施設

ア 石神農業協同組合（現ふくしま未来農業協同組合） 単位：㎡・千円

施設名	施設概要	整備年度
バーベキューハウス (高齢者等就労施設)	木造平屋建 132.49	H1

【現況】地元雇用の確保と地場農産物のPR及び消費拡大を図るため、石神農業協同組合（現ふくしま未来農業協同組合）が整備し、ハートランドはらまちで唯一食事を提供する施設であったが、ふくしま未来農業協同組合は平成27年度に民間へ譲渡し管理運営から撤退している。

イ 高倉あやめの里振興組合（現在解散状態） 単位：㎡・千円

施設名	施設概要	整備年度
農村ふれあい広場	人工芝 240.00	H1
管理棟	木造平屋建 1棟 24.89	
野外ステージ	1基	
東屋	木造平屋建 1棟 9.18	
便所	木造平屋建 1棟 13.24	

【現況】高倉あやめの里振興組合が管理していたが、当該組合は震災以前から活動休止状態にあり、あやめも作付されておらず整備した周辺施設についても利活用されていない。

3 活性化施設の課題等

- ①活性化施設は、地域での農業体験を通じた交流・滞在型の施設として整備したが、今後における地元農業団体等との連携が困難な状況である。
- ②活性化施設は、東日本大震災による建物の一部損壊及び施設閉鎖による損傷・劣化が発生しており、再開にあたっては施設の修繕工事^{*1}が必要となる。また、施設整備から約28年経過しており、利用者数を確保するためには、時代のニーズに即した施設として改修工事が必要となる。
- ③活性化施設は、地元雇用の確保と地場農産物のPR及び消費拡大を図るために農協が整備したバーベキューハウスの利活用を考慮した施設であるが、既に農協はバーベキューハウスを民間へ譲渡し管理運営から撤退しており、今後の活用が不透明な状況にある。
- ④活性化施設は、指定管理者制度により民間業者がハートランドはらまち全体を活用することで管理運営を行っていたが、ハートランド全体としての状況が変化（バーベキューハウスの民間譲渡による農協の管理運営からの撤退・あやめ園と周辺施設の休止など）しており、再開にあたり指定管理者制度の活用が困難である。
- ⑤活性化施設は、震災前においても利用者数が減少傾向にあったが、運営再開した場合、震災前水準の利用者数の確保が困難であり、多額の改修・修繕費用に見合う事業効果^{*2*3}が見込み難い状況である。
- ⑥施設の所在、形状、立地条件、経過年数等を考慮すれば、他の公共用途への転用が考え難い状況である。また、用途転用する場合は別途、改修費用が発生する。
- ⑦活性化施設は、施設及びその周辺の空間線量率が、国で定める基準 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を上回っている個所が多い状況^{*4}にある。



＜農業体験実習館デッキ破損＞



＜農業体験実習館風呂場タイル破損＞



＜バンガロー階段破損＞



＜バンガローテラス破損＞



＜バンガロー構造体腐食＞



＜バンガロー屋根錆付き＞



＜バンガロー宿泊室汚損＞



＜バンガロー宿泊室汚損＞

※1 活性化施設の修繕等工事費（概算）

単位：㎡・千円

施設名	概要	費用	備考
農業体験実習館	木造平屋建 384.23	40,964	
バンガロー	木造平屋建 3棟 137.00	22,802	共同炊事場含まず
バンガロートイレ	個別トイレ新設	5,965	1ヶ/棟の増設
合 計		69,731	

※施設の安全性及び設備（給排水及び電源等）に係る詳細調査により、費用が変わる可能性あり。

※2 活性化施設の再開に係る収支試算（業者指定管理）

【収入】

単位：千円

科目	金額	備考
指定管理料	8,345	市財政負担
使用料	1,544	H21～22 平均
合 計	9,889	

【支出】

単位：千円

科目	金額	備考
人件費	3,090	常駐管理人 H21～22 平均
	4,222	食事提供（調理人）臨時職員 2 人雇用（12 月）
需用費	2,183	H21～22 平均
委託料	394	警備業務・消防設備点検業務 H21～22 平均
合 計	9,889	

【収支】

収入（9,889千円）－ 支出（9,889千円）＝ 0千円

※3 活性化施設の再開に係る収支試算（市直営管理）

【収入】

単位：千円

科 目	金 額	備 考
使 用 料	1, 5 4 4	H21～22 平均
合 計	1, 5 4 4	

【支出】

単位：千円

科 目	金 額	備 考
人 件 費	3, 0 9 0	常駐管理人 H21～22 平均
	4, 2 2 2	食事提供(調理人) 臨時職員 2 人雇用 (12 月)
需 用 費	2, 1 8 3	H21～22 平均
委 託 料	3 9 4	警備業務・消防設備点検業務 H21～22 平均
合 計	9, 8 8 9	

【収支】

収入（1, 5 4 4 千円）－ 支出（9, 8 8 9 千円）＝ ▲8, 3 4 5 千円

※4 活性化施設の空間線量率(参考値)

単位：μSv/h

測定場所	区分	測定値
駐車場	屋外	0. 3 2
農業体験実習館（玄関）	屋外	0. 2 3
農業体験実習館（玄関）	屋内	0. 1 3
農業体験実習館（食堂）	屋内	0. 2 0
農業体験実習館（和室）	屋内	0. 1 7
バンガロー	屋外	0. 5 6
共同炊事場	屋外	0. 2 6

※測 定 日：H29.9.8（晴れ）

測定機器：NaI シンチレーションサーベイメータ

測定地点：地上 1 m

4 検討委員会における検討

(1) 検討経過と主な意見

市では今後の活性化施設のあり方を検討するため、第三者を含めた 7 名の委員で組織する「農業農村活性化施設に係る対応方針検討委員会」を設置し、平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月まで、合計 3 回にわたり委員会を開催しました。

検討委員会では、活性化施設の施設状況・利用状況・公共性・対策費用等の評価や担うべき役割について検討しました。

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 29 年 11 月 24 日	・ 検討委員会の設置について ・ ハートランドはらまちの現状と課題等について ・ 現場視察 ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 29 年 12 月 21 日	・ 施設等改修費について ・ 農業農村活性化施設に係る対応方針(素案)について
第 3 回	平成 30 年 1 月 24 日	・ 農業農村活性化施設に係る対応方針(案)について

【課題等】

- ・ 本来の整備目的である都市・農村交流に不可欠な地元農業団体等との連携は困難（少子高齢化、農業後継者の不在など）
- ・ 周辺施設等の状況が震災前と大きく変わっており運営上の連携が困難
- ・ 施設利用者へ食事を提供する設備が不十分
- ・ 施設修繕及び改修に要する多額の費用負担(財政負担)が生じる
- ・ 施設の老朽化及び旧式な設備等
（再開には原形復旧のみでなく、時代のニーズに即した改修が必要）
- ・ 集客に有効な起爆剤となる施設等がない（費用抑制したソフト事業の充実）
- ・ 施設周辺の空間放射線量についての理解が課題

【対応方針】

- ・ ハートランドは機能していない状況であり用途廃止もやむなし
- ・ 一部の施設について、民間払い下げも選択肢のひとつ

【跡地利用】

- ・ 高齢者の集う施設として用途転用及び施設改修
- ・ 今後、区長等の関係者を交えて検討していくほうが良い

(2) 活性化施設に係る対応方針について

市では検討委員会の検討結果等を踏まえながら、今後の対応方針について以下のとおり取りまとめました。

活性化施設は、これまで延べ約 61,000 人の農業農村体験に係る交流人口を創出してきたところであるが、整備から約 28 年が経ち耐用年数も経過していることを鑑みれば、所期の目的は達成し一定の役割を終えたと判断される。

また、南相馬市公共施設等総合管理計画^{※5}に基づき、他の公共用途に転用することも考え難い状況である。

このことから、活性化施設を用途廃止（解体・撤去）とする。

なお、体験乗馬施設（厩舎）については、当面市が管理する。

※5 南相馬市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月に、公共施設等の全体の状況を把握し、全市的・長期的な視点を持って、公の施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保安全管理を進めることで、財政負担の軽減と平準化を図ることを目的とした計画であり、①施設保有量の最適化（今後 20 年間で 25%削減）、②計画的予防保全型の修繕、③運営の効率化、④維持管理コストの縮減、⑤受益者負担の適正化を目標として掲げている。

<以下、管理計画より抜粋>

(1) 基本方針 ①施設保有量の最適化

今後、将来に渡って現在と同水準の公共施設等を維持し続けることは、財政的に困難なことは明らかです。また、人口の減少により、公共施設等に対する需要は減少することが見込まれます。このため、市で保有・管理すべき公共施設等の最適な水準を見出し、施設保有量の最適化を図る必要があります。

全庁的な視点から、今後の財政状況や人口構造に見合った施設保有量の検討を実施し、老朽化施設の統廃合や、類似施設の複合化・集約化を進めます。また、既存施設の更新を除き、原則として新規施設の建設を抑制します。ただし、旧避難指示区域における復旧・復興のために真に必要な施設については、この考え方にとらわれることなく、今後の市民の帰還状況や新たなニーズ等の動向を踏まえ、整備の是非を検討いたします。

(3) 跡地利用について

①水道施設（高倉配水池）の管理用道路として管理（草刈り等）

②森林公園（地域住民等が森林を散策等しながら景観等を楽しむことができる公園）として利用

などが考えられるが、方向性については別途、検討することとする。

南相馬市条例第 号

南相馬市農業農村活性化施設条例を廃止する条例

南相馬市農業農村活性化施設条例（平成18年南相馬市条例第162号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南相馬市規則第 号

南相馬市農業農村活性化施設条例施行規則を廃止する規則

南相馬市農業農村活性化施設条例施行規則（平成18年南相馬市規則第118号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○南相馬市農業農村活性化施設条例

平成18年1月1日

条例第162号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、地域資源を活用し、南相馬市農業農村体験交流による地域の活性化を図るため、農業農村活性化施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、種類及び位置)

第2条 施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名称	種類	位置
ハートランドはらまち	バンガロー	南相馬市原町区高倉字堂前42番地の7
	農業体験実習館	
	体験乗馬施設	南相馬市原町区高倉字欠下45番地

(定休日)

第3条 施設の定休日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、施設の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、定休日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(利用の許可)

第4条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 利用許可の目的又は利用の条件に違反したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用料金の納付等)

第7条 利用者は、指定管理者に対し、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第8条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき、又は指定管理者が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は故意又は過失により、建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第14条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、当該施設の適正な管理を確保するために市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) 第6条に規定する利用許可の取消し等に関する業務
- (4) 第7条、第8条及び第9条に規定する利用料金に関する業務
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 施設の運営が、市民の平等な利用を確保することできるものであること。
- (2) 施設の設置目的を効果的に達成することできるものであること。
- (3) 施設の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有していること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 施設の利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 施設の管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行

うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第23条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）

は、南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後において、同様とする。

(市長による管理)

第24条 第3条から第7条まで、第9条、第10条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と読み替えるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条から第10条まで、第15条及び第18条から第24条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の原町市農業農村活性化施設条例（平成2年原町市条例第12号。以下「合併前の条例」という。）の規

定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、合併前の条例の規定により、その管理に関する事務を委託している公の施設については、この条例に基づく指定管理者による管理を実施する日までの間は、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

種類	使用の単位		使用料
バンガロー	1 室	午前9時から午後3時まで	2, 1 0 0 円
		午後3時から翌日の午前9時まで	4, 2 0 0 円
農業体験実習館	1 室	午前9時から午後9時まで	1時間につき210円
	1 泊	午後4時から翌日の午前9時まで	1人につき 一般2, 1 0 0 円 小中学生1, 0 5 0 円

備考 バンガロー備付けの寝具を使用する場合には、1人1回につき、420円を徴収する。

○南相馬市農業農村活性化施設条例施行規則

平成18年1月1日

規則第118号

改正 平成20年12月19日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市農業農村活性化施設条例（平成18年南相馬市条例第162号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可等の手続)

第2条 条例第4条第1項の規定により、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業農村活性化施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、農業農村活性化施設（以下「施設」という。）の利用を許可したときは、農業農村活性化施設利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 施設の利用の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、農業農村活性化施設利用変更許可申請書（様式第3号）に、前項の規定により交付を受けた許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、利用の日時を変更しようとするときは、利用開始の日の10日前までに提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項に規定する変更を許可したときは、農業農村活性化施設利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の守るべき事項)

第3条 条例第4条第2項に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 建物、設備等に変更を加える必要があるときは、その変更の内容を記載した書面を提出し、指定管理者の承認を得ること。
- (2) 施設の使用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に回復し、清掃の上指定管理者に引き継ぐこと。
- (3) みだりに施設内に広告物等を掲示し、又は配布しないこと。

- (4) 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項
(立入調査等)

第4条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、係員をして利用者に対し、必要な指示をし、又は利用の状況を調査させることができる。

(利用料金の減免)

第5条 条例第9条に規定する利用料金の減免は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市並びに市内に設置されている小学校、中学校、幼稚園、保育所及び社会福祉施設(以下「学校等」という。)が行事計画に基づき主催して行う宿泊を要しない行事 全額
- (2) 市及び学校等が行事計画に基づき主催して行う宿泊を要する行事 半額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、農業農村活性化施設利用許可申請書を提出する際に、あわせて農業農村活性化施設利用料金減免申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 全額
- (2) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき 指定管理者が市長と協議の上定める額
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取消しについて届出があったとき 全額
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとするときは、農業農村活性化施設利用料金返還申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(公募に明示する事項)

第7条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事

項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定管理者の申請）

第8条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類するもの
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（選定結果の通知）

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

（協定書に定める事項）

第10条 条例第19条の協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項

- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第11条 第2条から第6条まで及び様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条から第4条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「農業農村活性化施設利用料金減免申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「農業農村活性化施設利用料金返還申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、様式第1号から様式第4号まで中「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と、様式第5号中「農業農村活性化施設利用料金減免申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、様式第6号中「農業農村活性化施設利用料金返還申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで、第10条及び第11条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過装置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原町市農業農村活性化施設条例施行規則(平成2年原町市規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用許可申請書

利 用 者	住 所 (所在地)			連絡先
	団 体 名			電話番号
	氏 名 (代表者)			()
次のとおり利用したいので申請します。				
利 用 の 目 的 及 び 方 法				人 数 男 人 女 人
利 用 の 日 時		年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		日 帰 り (泊)
利 用 す る 施 設 備 品 等	施 設		備 品 等	
	種 類	利 用 の 単 位	品 名	利 用 数
※ 利 用 料 金		円		
特 別 設 備 の 有 無		有 ・ 無	有の場合の内容	

※ 減 免 基 準
規則第5条第1項
☐ 第1号
☐ 第2号
に該当する。

※ 許 可 番 号
※ 許 可 年 月 日
年 月 日

南相馬市農業農村活性化施設指定管理者

※受付年月日	年	月	日	※受 付 者			
※決 裁	課 長		係 長		係		計画表 記入者

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
- 2 ※の欄には記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用許可書

利 用 者	住 所 (所在地)			連絡先
	団 体 名			電話番号
	氏 名 (代表者)	様		()
次のとおり利用を許可します。				
利用の目的 及 び 方 法				人 数 男 人 女 人
利用の日時		年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		日 帰 り (泊)
利用 する 施設 備品 等	施 設		備 品 等	
	種 類	利 用 の 単 位	品 名	利 用 数
※ 利 用 料 金		円		
特 別 設 備 の 有 無		有 ・ 無	有の場合の内容	

※ 減 免 基 準 規則第5条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 に該当する。	※ 許 可 番 号	南相馬市農業農村活性化施設 設管理者
	※ 許 可 年 月 日	
	年 月 日	

注意

- 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示しなければならない。
- 2 本許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 建物、設備等に変更を加える必要があるときは、市長の承認を得なければならない。
- 4 施設の使用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復し、清掃の上係員に引き継ぐこと。
- 5 みだりに施設内に広告物等を掲示し、又は配布しないこと。
- 6 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- 7 係員の指示に従うこと。

様式第3号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用変更許可申請書

利用者	住所 (所在地)			連絡先	
	団体名			電話番号	
	氏名 (代表者)			()	
年 月 日付け(許可番号第 号)の許可事項を次のとおり変更したいので申請します。					
許可事項		変更前		変更後	
利用の目的及び方法					
人数		男 女 人		男 女 人	
利用の日時		年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日帰り (泊)	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日帰り (泊)
利用する施設備品等	施設	種類	利用の単位	種類	利用の単位
	備品等	品名	利用数	品名	利用数
※利用料金		円		円	
特設設備の有無	内容		有無	内容	

※ 減 免 基 準
規則第5条第1項
☐ 第1号
☐ 第2号
に該当する。

※ 許 可 番 号
※ 許 可 年 月 日
年 月 日

南相馬市農業農村活性化施設指定管理者

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
- 2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第4号(第2条関係)

農業農村活性化施設利用変更許可書

利用者	住所 (所在地)					連絡先
	団体名					電話番号
	氏名 (代表者)					()
次のとおり利用許可事項の変更を許可します。						
許可事項		変更前			変更後	
利用の目的 及び方法						
人数		男 女 人			男 女 人	
利用の日時		年 月 日() 日帰り 時 分から (泊) 年 月 日() 時 分まで			年 月 日() 日帰り 時 分から (泊) 年 月 日() 時 分まで	
利用する施設 備品等	施設	種類	利用の単位		種類	利用の単位
	備品等	品名	利用数		品名	利用数
※利用料金		円			円	
特別設備の有無	有	内容			有	内容

※減免基準
規則第5条第1項
☐ 第1号
☐ 第2号
に該当する。

※許可番号
※許可年月日
年 月 日

南相馬市農業農村活性化施設
指定管理者

記入上の注意

- 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に指示しなければならない。
- 2 本許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 建物、設備等に変更を加える必要があるときは、指定管理者の承認を得なければならない。
- 4 施設の利用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復し、清掃の上係員に引き継ぐこと。
- 5 みだりに施設内に広告者等を掲示し、又は配布しないこと。
- 6 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- 7 係員の指示に従うこと。

様式第5号（第5条関係）

農業農村活性化施設利用料金減免申請書						年 月 日
南相馬市農業農村活性化施設 指定管理者 所在地 団体名 代表者氏名 次のとおり利用料金の減免を受けたいので、南相馬市農業農村活性化施設施行規則第5条第2項の規定により申請します。						
減免申請の理由						
減免申請の金額		円				
添付書類(学校等が主催する計画等)						
次のとおり決定してよろしいか伺います。						
決	裁	部 長	課 長	係 長	受 付 者	決 定 年 月 日
						年 月 日
利 用 料 金	減 免 の 根 拠		減免率	減 免 額	減免後の利用料金	
円	規則第5条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号		全 部 一 部	円	円	

記入上の注意

太線内のみ記入してください。

様式第6号（第6条関係）

農業農村活性化施設利用料金返還申請書				年 月 日
南相馬市農業農村活性化施設 指定管理者				
所在地又は住所 申請者 名称及び代表者氏名 又は氏名				
さきに納付した利用料金を次により返還されたいので申請します。				
施 設 の 種 類		利用予定年月日	年 月 日	
許 可 番 号		許 可 年 月 日	年 月 日	
既納の利用料金	円	利 用 料 金 納 付 年 月 日	年 月 日	
利用料金の返還 を申請する理由				
次のように決定してよろしいか伺います。				
課 長	係 長	受 付 者	決 定	年 月 日
			備 考	
利 用 料 金	返 還 の 根 拠	返還率	返還金額	返 還 後 の 利 用 料 金
円	規則第6条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	全 額 一 部	円	円

記入上の注意

太線内のみ記入してください。

様式第7号（第8条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名



南相馬市農業農村活性化施設条例第16条第1項の規定に基づき、南相馬市農業農村活性化施設の指定管理者の指定を受けるため、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第8条関係)